

旭川市立北鎮小学校学校いじめ防止基本方針



平成26年4月 (平成30年5月 改定)

【目 次】

はじめ			
I UNU	ごめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	•••	1
1	いじめの定義		
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方		
II ()	じめ防止等のための対策の内容に関する事項		3
1	学校いじめ防止基本方針の策定		
2	いじめ防止等の対策のための組織の設置		
3	いじめの防止等に関する措置		
•	早期発見・事案対処マニュアル		8
•	いじめ発見・見守りチェックシート	•••	9
•	主な相談窓口	•••	10
Ⅲ そ	の他の留意事項		11
1	学校評価		
2	校内研修の充実		
3	校務の効率化		
4	地域や家庭との連携		
IV 重	大事態への対処	•••	12
1	重大事態とは		
2	学校における重大事態の対処		
3	重大事態対応フロー図		

【別紙資料】

Ⅴ 学校いじめ防止プログラム

<別紙> いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

··· 13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、い じめられている子どもは最後まで守り通し、いじめをしている子どもにはその行為を 許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもので あることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学 校(幼稚部を除く。)をいう。
 - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないと きは、未成年後見人)をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務(第8条)と、保護者の責務(第9条)が定められています。

保護者の責務としては、保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を 養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する児童がいじめ を受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護すること、学校等が講じるいじ めの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、 児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから,何よりも,児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため、児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の児童の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCAサイクル(取組の計画一実行一点検ー見直し)に基づいた取組を行います。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また,日頃から教職員による見守り活動を行うなど,児童(生徒)が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに,教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い,情報の共有に努めます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したり,通報を受けたりした場合は,特定の教職員で抱え込まず, 速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導します。当該保護者の協力を得、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム(学校いじめ防止プログラム*P13参照)、早期発見・事案対処マニュアル*P8参照に基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、(可能な限り)心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

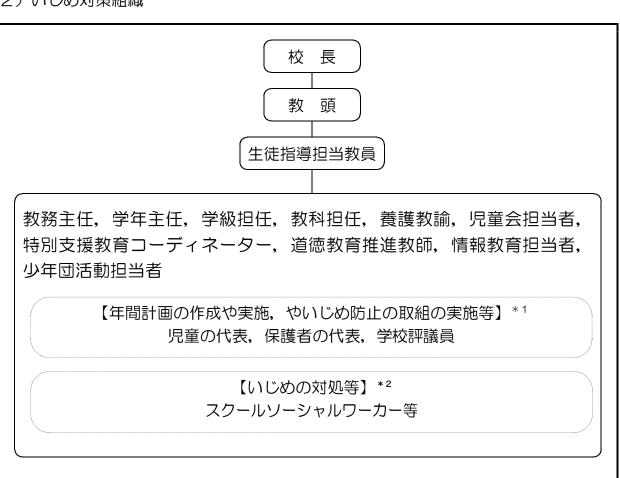
本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム*P13参照)の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織P4 対策組織*1 を構成し、いじめの対処は、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家等を加えP4 対策組織*2、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1)組織の役割

- ①未然防止
 - ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ②早期発見•事案対処
 - ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口
 - イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の 問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有,及び関係児童に対するアンケート調査,聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の 決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - ア)本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
 - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実 等と見直し

(2) いじめ対策組織



3 いじめの防止等に関する措置

- (1) いじめの防止のための措置
 - (1)いじめについての共通理解
 - ア) いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
 - イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア)教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめ を助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感*1や自己肯定感*2をはぐくむ指導の充実

- ア)教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感, 社会性などは, 発達段階に応じて身に付いていく ものであることを踏まえ, 小・中学校間で連携した取組を進めます。
 - ※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情
 - ※2 自己肯定感···「自分はよいところがある」、「自分はOOができる」など、自らを積極的に評価できる感情

⑤児童自らがいじめの未然防止について考え, 取り組む指導の充実

ア) 児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える 取組を児童会を中心に進めます。

- イ) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめ を止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見のための措置

- ①日常の観察やふれあい活動, 定期的なアンケート調査,「いじめ発見・見守りチェックシート」*P9参照の活用, 教育相談の実施などにより, いじめの早期発見に努めるとともに, 児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口*P10参照について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ア)遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
 - イ)いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対処 組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」 *P9^{参照}の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。
 - ウ) 児童の生命, 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは, 直ちに警察等関係機関と連携し, 適切な援助を求めます。

②いじめられた児童及びその保護者への支援

- ア) いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家 の協力を得て対応します。

③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが 確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の 発達に向けた指導を行います。

ウ)事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保 護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶 しようという意識を深めます。

⑤インターネット上のいじめへの対応

- ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに 削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切 な援助を求めます。

(4) いじめの解消

①いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解 消と判断します。

- ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月 止んでいる状態が、継続していること。
- イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

②観察の継続

- ア)いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P9^{参照}を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、 安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
 - いじめを受けた児童・生徒や保護者

○ 児童生徒アンケート調査や教育相談

〇 学級担任

- 周囲の児童・生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー(SC)
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 〇 その他

- <いじめの報告>
 - 把握者→(学級担任等)→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ対策組織会議の開催



【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織)】

□事実関係の把握

口いじめ認知の判断

□指導方針や指導方法の決定

口対応チームの編成及び役割分担

口全教職員による共通理解

□SCや関係機関との連携の検討



|【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援 いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談(教育委員会 加川市子ども総合相談センター 加川児童相談所 警察等)

ر - ا	J							
	いじめを受けた児童・生徒	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童・生徒					
学校	□組織体制を整え、いじめを 止めさせ、安全確保及び再 発を防止し、 適す。 □いじめの解消の要件に基づ き、対策組織で継続して注 視するとともに、自尊感情 を高める等、心のケアと支 援に努める。	□いじめは、 <u>他者の人権を侵す行為</u> であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、 <u>謝罪の気持ちを醸成させる。</u> □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり, はやし立てたりする行為は許されないことや, 発見したら周囲の大人に知らせる。 □自分の問題として捉え, いじめをなくすため, よのよいさに気付かせる。					
家庭	□家庭訪問等により、その日 のうちに迅速に事実関係を 説明する。 □今後の指導の方針及び具体 的な手立て、対処の取組に ついて説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	口当該児童・生徒及び保護者 の意向を確認し、教育的配 慮の下,個人情報に留意し、 必要に応じて今後の対応等 について協力を求める。					

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断(※解消の要件についてはP7参照)



【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- □事実の整理,指導方針の再確認
- ロスクールカウンセラーなど外部の 専門家等の活用
- 〇 学校体制の改善・充実
 - 口生徒指導体制の点検・改善
 - 口教育相談体制の強化
 - □児童生徒理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 口児童生徒の居場所づくり、 絆づ くりなど、学年・学級経営の充
- □道徳の時間の充実等、児童生徒 の豊かな心を育てる指導の工夫
- 口分かる授業の展開や認め励まし 伸ばす指導,自己有用感を高め る指導など,授業改善の取組

○ 家庭, 地域との連携強化

- 口教育方針等の情報提供や教育 活動の積極的な公開
- 口学校評価におけるいじめの問 題の取組状況や達成状況の評
- □児童生徒のPTA活動や地域 行事への積極的な参加による 豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名 北鎮小学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色,雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない,おどおどしている,うつむいていることが多い。 □イライラして,物にあたる。
授業の開始時	□一人遅れて教室に入る。 □泣いていたり、泣いた形跡がある。 □机の上や中が汚されている。 □机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の児童の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。 □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。 □教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	□職員室や保健室に頻繁に行く。 □先生の近くに居ることが多い。 □特定の児童を避ける動きが見られる。 □一人でぽつんとしている。 □特定の児童を囲むように児童が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 □集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食(給食)時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる □望まないおかずを多く盛られる。 □食べ物を他人に取られる。 □グループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。 □最後まで一人で作業をやらされる。
放課後(少年団活動)	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の児童の分まで荷物を持たされる。 □少年団活動の後片付けを一人でやっている。 □少年団活動を休みがちになる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。 □日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 □教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても、愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織 において確実に共有し、速やかに対応を!
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に!
- ◆ 気付いたことを、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を!

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<住 所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

0166-26-5500 代 表

子どもホットライン 0120-528506(こんにちはコール)

<受付時間>

月•木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

▶子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<住 所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川合同庁舎)

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

〈受付時間〉

月~金 8:30~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<住 所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番(北海道警察本部)

<住 所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立北鎮小学校 TEL51-5111

Ⅲ その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組みます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等 に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや, 旭川市こども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し, 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

Ⅳ 重大事態への対処

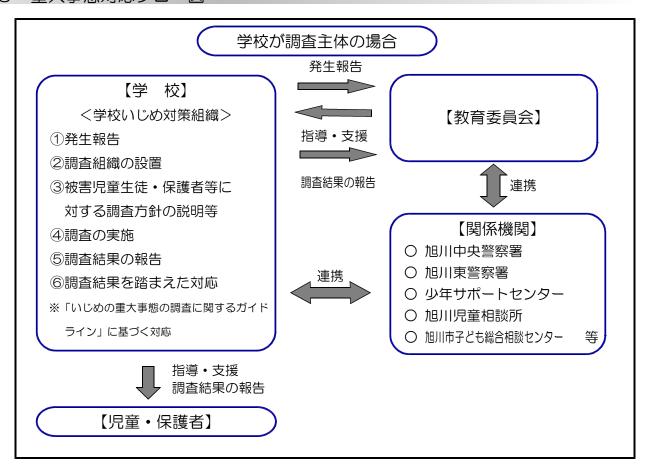
1 重大事態とは

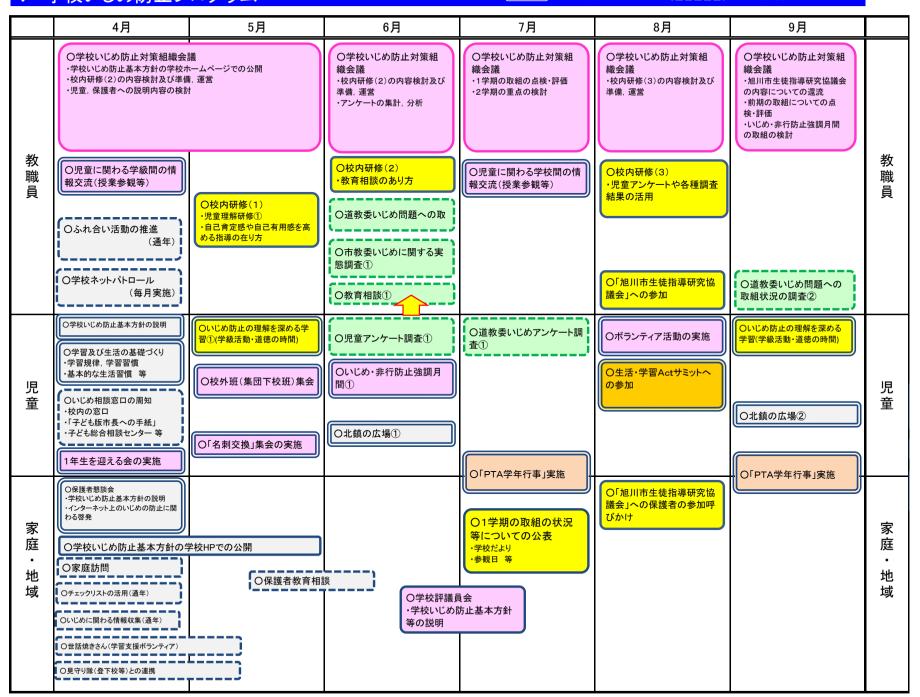
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。 *重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告 し、「重大事態対応フロー図」*3に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3)調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図





10月	11月	12月	1月	2月	3月
○学校いじめ防止対策組 織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及 び準備,運営 ・後期の重点的な取組	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析・学校評価における点検項目についての検討	〇学校いじめ防止対策組 織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討	〇学校いじめ防止対策組織会議・学校評価の結果の分析・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営・1年間の取組についての点検・評価	〇学校いじめ防止対策組織会議・学校評価等を踏まえた。学校いじめ防止基本方針等の見直しい新年度における学校いじめ防止ブログラムの作成
〇校内研修(4) ·児童理解研修②	○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○学校評価 ・いじめの防止等に関わる 取組にいての点検		〇校内研修(5) ・インターネット上で行われるい じめへの対応	〇近隣小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
○近隣小中学校との連携 ・授業参観 等 ○児童アンケート調査②	〇道教委いじめ問題への取 組状況の調査③ 〇教育相談②	〇市教委いじめに関する実 態調査②			〇市教委いじめに関する実 悲調査③
〇いじめ・非行防止強調月間② 〇生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した		○道教委いじめアンケート調査② ○人権教室の実施	〇学年集会の実施 いじめ防止に係る取組 等		
取組の実施 ○北鎮の広場③ ○メディアリテラシー教室の実施	O「PTA学年行事」実施	〇2学期の取組の状況	○学校評議員会		〇3学期の取組の状況
	〇ネット利用に関わる講演会	等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	・1年間の取組状況の説明・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○学校関係者評価の実施	等についての公表 ・学校だより ・参観日 等
O「PTAのつどい」実施			〇世話焼きさん(学習支援ボランティア)		